

(別紙)

答申番号：答申第9号（諮問第9号）

答 申 書

第1 審査会の結論

沖縄市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が、本件自己情報開示等請求に対し、下記第2の4（1）に掲げる保有個人情報について開示し、下記第2の4（2）に掲げる保有個人情報について不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 自己情報開示等請求

令和3年1月27日、審査請求人は、沖縄市個人情報保護法施行条例（令和5年沖縄市条例第6号）附則第2項の規定による廃止前の沖縄市個人情報保護条例（平成15年沖縄市条例第27号。以下「旧条例」という。）第16条及び第17条の規定により、実施機関に対し、審査請求人の子（以下「本児」という。）の法定代理人として、本児に関する自己情報開示等請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求に係る保有個人情報の内容

- ①■■■中学校から教育委員会へ提出された■■■■■に関する文書
- ②担任■■■■■の生徒■■■■■及び保護者への不適切な言動等についての報告書

3 特定した対象公文書（保有個人情報）

- ①平成 31 年度特別支援教育補助者及び介助者派遣申請書
- ②個別の教育支援計画
- ③沖縄市特別支援教育介助者派遣業務報告書
- ④令和 2 年度沖縄市立■■■中学校病弱学級基本方針
- ⑤■■■■■弁護士宛鑑文 ■■■■■さん保護者について
- ⑥比嘉良憲教育長宛鑑文 ■■■■■さん保護者について
- ⑦■■■■■さん保護者対応について(平成 31 年 4 月より令和元年 9 月末迄)
- ⑧11 月からの■■■教頭の■■■さん(保護者)への対応
- ⑨担任が毎週わたしているもの
- ⑩担任の週案第 1 学期第 1 週より
- ⑪担任の週案第 1 学期第 18 週より
- ⑫担任による板書画像(2 枚)
- ⑬担任による週ごとの対応記録簿(11 月 18 日以降)
- ⑭担任と保護者の SNS のスクリーンショット(10 月 2 日以降)
- ⑮12 月 4 日(水)以降の担任と保護者について

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり決定を行った。以下、これを本件処分という。

(1) 上記 3 の対象公文書 令和 3 年 2 月 10 日付け、沖市教指第 210011 号、
自己情報開示決定

(2) 上記 2 ②の対象公文書 令和 3 年 2 月 10 日付け、沖市教指第 210009
号、自己情報不開示決定

5 審査請求

令和 3 年 5 月 17 日、審査請求人は、本件処分を不服として、旧条例第 22 条第 1 項の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨及び理由（原文のまま）

(1) ■■中学校から教育委員会へ提出された■■■■に関する文書について

令和元年12月25日、■■中学校、■■■校長より教育委員会、沖縄市顧問弁護士へ提出の■■■■さん保護者についての公文書の内容は、生徒及び保護者の事実でないものが多く含まれ、生徒及び保護者の人権を侵害しています。事実であるものを提出すべきである。生徒、保護者のすべての公文書を求める。

(2) 担任と保護者のSNSのやり取りについて

保護者に同意もなく一方的に出されたものであり納得できない、都合の悪い部分は省かれているようである。保護者とのやり取りのすべてを提出すべきである。

(3) 担任■■■■の生徒■■■■及び保護者への不適切な言動等についての報告書不開示理由に報告書は作成していないについて。

令和元年12月5日より■■■■及び保護者が担任■■■■の暴言、不適切な言動により強い恐怖を感じ登校出来ない状態が続いていることから、保護者側から話し合いの場を依頼し、令和元年12月23日、■■教頭、担任、保護者の話し合いが行われ、担任は、暴言、不適切な言動を認め、翌24日に、校長に報告することに決まり保護者は帰宅しております。

翌日24日、保護者が学校に行くと、校長の対応は酷く、校長から教育委員会に行くよう言われ、直後に教育委員会へ行き23日の学校での話し合いの内容を報告し、保護者は帰宅しています。

26日には、保護者は、沖縄署、中頭教育事務所へ相談し、直後に沖縄署、中頭教育事務所から学校、教育委員会へ連絡が入っています。

当然、報告書は作成されているはずであり納得できません。

第4 実施機関の主張要旨

1 本件処分の理由について（要約）

担任■■■■の生徒■■■■及び保護者への不適切な言動等についての報告書については、作成されていないため不存在である。また、審査請求人が開示を求めている■■中学校から実施機関に提出された文書については、■■中学校とも確認の上、全て開示している。

2 弁明書の要旨（要約）

(1) 本件請求に対しては、■■中学校から実施機関へ提出された本児に関する全ての文書を開示している。

(2) 担任と本児の保護者のSNSでのやりとりについては、担任が赴任してから、その後の学習指導に関して対立する頃までの記録全てを開示したものであり、意図的に選択して開示したものではない。

(3) 令和元年12月23日の保護者、教頭及び担任の話合いの内容は、担任のこれまでの学習指導や行事等に関する連絡についてであり、審査請求人の主張する担任の暴力や不適切な発言については話し合われていない。当該話合いにおいて、本児の保護者から担任の進退について問われたため、担任の学習指導面等で至らない点を管理職で指導したうえで、担任を継続させる旨を説明し、その内容を校長へ報告することとなった。令和元年12月24日に、校長へは口頭で報告をしており、報告書は作成していない。

第5 調査審議の経過

- 1 令和5年4月7日 審査庁から諮問書を收受
- 2 令和5年5月31日 調査審議（概要説明、事件整理）
- 3 令和5年7月3日 調査審議（答申案の検討）

第6 審査会の判断

1 はじめに

本件審査請求は、審査請求人が本件処分において開示された公文書の内容及び対象公文書が不存在であることを理由としてされた不開示決定を不服として、審査請求人の請求する文書を開示するよう求めるものであると解される。

これに対し、実施機関は本件不開示決定処分を妥当としていることから、以下、検討する。

2 公文書「■■■■さん保護者について」について

審査請求人は当該公文書の記載内容の多くが事実ではないため、学校が事実であるものを教育委員会へ提出すべきである旨主張する。審査請求人の当該主張は、記載内容に関する異議というべきであり、開示決定や不開示決定といった処分に対する不服ではない。

また、自己情報開示制度の目的は、あくまで実施機関が保有する公文書をありのままの状態を開示することであり、実施機関は開示請求書に記載された開示を求める公文書を特定した場合、当該公文書をありのままの状態を開示しなければならない。更に、新たに公文書を作成・取得することが求められるものでもない。

したがって、審査請求人は本件請求において、「■■■中学校から教育委員会へ提出された■■■■に関する文書」の開示を求めており、実施機関は当該請求内容に基づき該当公文書を特定し、これらをありのままの状態を開示しているのであるから、その点において何ら違法又は不当な点は見当たらない。

3 公文書「担任と保護者のSNSのやり取りについて」について

審査請求人は、当該公文書が都合の悪い部分を恣意的に除外したものであり、学校はやりとりすべてを実施機関へ提出すべきである旨主張する。しかしながら、本件請求の内容は「■■■中学校から教育委員会へ提出された■■■

■■■に関する文書」であることから、実施機関は学校から実施機関へ提出されていた当該公文書を開示しているのであり、審査請求人の当該主張は実施機関の開示・不開示の判断を左右するものではなく、実施機関が当該公文書を開示したことについて何ら不合理な点は見当たらない。

4 担任の生徒及び保護者への不適切な言動等についての報告書について

学校教育における児童や保護者との話し合いの報告については、法令及び条例等による文書の作成義務がないことから、報告を口頭で行うか文書で行うかは実施機関の裁量によるものと解される。審査請求人は、報告書が作成されていると思慮する理由を主張するが、いずれも報告書が公文書として存在する根拠となり得るものではない。その他、当該報告書が存在すると認められる証拠の提出はなく、実施機関が、当該報告書が存在しないことを理由として不開示と決定したことは、妥当である。

5 結論

以上のことから、実施機関において本件請求に係る保有個人情報を開示又は不開示と決定したことに何ら違法又は不当な点はなく、本件処分は妥当である。

したがって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

教育現場において日々様々な相談等がされる中、その報告を全て文書で行うのではなく、場合によってはこれを口頭で行うことも通常考えられるところであり、本件において実施機関が報告書等を作成しなかったことが直ちに不合理であったということはできない。

しかしながら、公正かつ民主的な市政の発展のため、市民には知る権利の実効化という観点から、市の保有する情報の公開を請求する権利が保障されており、同時に、市には説明責任が課されている。公文書の作成は、情報公

開制度における行政の説明責任を果たすうえで大前提となるものであり、実施機関は、その事務事業の経緯や意思決定に至る過程及び実績について、事後的に検証することができるよう文書を作成し、適正に管理しなければならないものであると解される。また、個人情報保護制度に基づく開示請求等においても同様に、請求の対象となる公文書が存在しないとすると、開示請求者においては自己に関する情報をどのように実施機関が保有しているのか、また、自己に関する処遇等がどのように意思決定なされたのか、その事実の把握が困難となる。更に、実施機関においても説明責任を果たす上での信頼性・透明性が確保できない結果に繋がるものとなる。したがって、個人情報保護制度に基づく開示請求等においても、その前提として、文書を作成し、適正に管理しなければならないものであると解される。

特に、本件のように既に学校や教育委員会と保護者の間で解決に至っていない事案や、将来の紛争に発展することが明らかに予見されるような場合は、組織内で正確な事実関係を共有し、更に引継ぎを可能とする観点からも、文書による報告書を作成することは重要であり、また、このことは行政事務の適正かつ円滑な運営に資するものである。

たしかに、公文書の作成等の義務が法令等で定められていない場合、公文書の作成等をするか否かは実施機関の裁量に委ねられていると解される。しかしながら、その判断については、より市民の権利利益の実現に即した判断を行うとともに、市民の理解と信頼を深められるよう努める必要があると考える。

当審査会としては、公文書の作成等に関する基準を定めた規程等を整備し、業務に関する報告のあり方等について検討し、適正な取扱いを確保するよう要望する。

令和5年7月19日

沖縄市情報公開・個人情報保護審査会 第二部会

部会長 柴 田 優 人

委員 佐渡山 美智子

委員 平 田 達 彦